



岡山弁護士会ニュース 第2号

～豪雨災害の被災者のみなさまへ～ (2018. 7. 23 発行)

平成30年7月豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★【平成30年7月豪雨災害に関する無料法律相談会@倉敷市】

日時：平成30年7月26日(木)14時から18時まで (予約不要)

場所：倉敷市役所玉島支所5階大会議室

★弁護士会に**無料電話相談ダイヤル**を開設します(本年9月末まで。延長可能性あり。)

土日祝日を含め毎日 12時～16時 ☎0120-888-769

★**面談相談**をご希望の方は、岡山県内各法律相談センター(岡山・倉敷・井笠・高梁・新見・真庭・津山・勝英・東備)及び土日・夜間相談において、豪雨災害関連の無料相談(40分以内)を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

予約受付時間 平日：9時～17時

予約受付☎086-234-5888

Q1 被災者生活再建支援金について教えてください。

平成30年7月豪雨災害については岡山県内全域に被災者生活再建支援法が適用されることが決まりましたので、下記のとおり、住宅の被害程度に応じて、最大300万円の支援金が受けられます(但し、単身世帯は支給額が4分の3になります。)。なお、賃貸物件にお住まいの方も支援金を受け取ることができます。基礎支援金の支給が始まっている市もありますが、支給開始時期等は市町村にお問い合わせください。住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金については、建物購入の契約書など資料が必要となりますので、詳細は市町村にお問い合わせください。市町村で独自支援策ができる場合があります。

●基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)

被害程度	全壊	解体※	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※半壊・敷地被害でやむを得ず解体した場合

●加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)

再建方法	建設、購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

Q2 家が全壊してしまいました。まだ住宅ローンが残っているのですが家を建て直すために住宅ローンを組みたいです。良い方法がありますか。

平成30年7月豪雨災害で、住宅ローンなどの債務の支払いが困難になった方は、自然災害債務整理ガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)を利用して、500万円までの財産を手元に残しながら、災害前の借金について減額や免除を受けることができます。被災者生活再建支援金、災害弔慰金・災害障害見舞金及び義援金については、500万円とは別に手元に残せませんので、ガイドラインを使った債務整理を検討してはどうでしょうか。

ガイドラインを使って債務整理をすれば、個人情報(ブラックリスト)に登録されないため、債務整理の後、クレジットカードなどの利用申込みもでき、住宅ローンなどの生活に必要なローンも申し込めます。債務整理の対象には、住宅ローンだけでなく、自動車ローンや個人事業主の方の事業資金のための借入れも含まれます。また、弁護士による手続支援も無料で受けられます。

なお、収入が一定額以下であることやメインバンクの同意が必要となることなどいくつか条件がありますので、まずは、メインバンクや上記の岡山弁護士会の相談窓口にご相談ください。

岡山弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。岡山弁護士会のホームページでも情報提供を行っております。<http://www.okaben.or.jp/>(『岡山弁護士会』で検索可能です)

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である岡山弁護士会(TEL [086-223-4401](tel:086-223-4401))までお願いいたします。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。

本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。